

大分大学医学部附属病院医療材料審査委員会細則

平成21年4月1日制定

平成21年医学部附属病院細則第2-6号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、医療材料の採用、削除及びその取扱いに関する事項について審議する大分大学医学部附属病院医療材料審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「医療材料」とは、附属病院における診断及び治療において患者に使用し、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）において使用が認められている材料のうち、別表で定めるものをいう。

2 次の各号に定める物は、前項の医療材料に該当しないものとする。

- (1) 設備備品
- (2) 医薬品、検査薬品、感光薬品、血液、治療ガス等の薬品類
- (3) フィルム類
- (4) 調剤材料類
- (5) 検査材料類
- (6) 歯科材料

(採用及び削除の決定)

第3条 病院長は、医療材料の採用及び削除の決定に当たっては、委員会の議を経るものとする。

2 前項の採用及び削除の手続に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 医療材料の有効性に関すること。
- (2) 医療材料の安全性に関すること。
- (3) 類似の医療材料に関すること。
- (4) 医療材料の効果的運用に関すること。
- (5) その他医療材料の取扱いに関すること。

(構成)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 材料部長
- (2) 血液浄化センターの医師 1人
- (3) 内科系の診療科及び講座の教員 1人
- (4) 外科系の診療科及び講座の教員 2人
- (5) 手術部副部長
- (6) 放射線部副部長
- (7) 手術部担当、放射線部担当及び材料部担当の看護師長
- (8) 病棟担当の看護師長 1人
- (9) その他病院長が必要と認める者

2 前項第2号、第3号、第4号、第8号及び第9号の委員は、病院長が指名する。

(任期)

第6条 前条第1項第2号、第3号、第4号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、材料部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第8条 委員長は、原則として毎月1回委員会を招集するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

(会議)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第10条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第11条 委員長は、第5条第1項第2号から第9号までの委員が都合により出席できないときは、委員からの申し出により代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第12条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(緊急の採用)

第13条 緊急に医療材料の採用を行う必要がある場合は、第3条第1項の規定にかかわらず、病院長は委員長と協議の上、当該医療材料の採用を決定することができる。

2 病院長は、前項の決定を行ったときは、委員会に報告しなければならない。

(専門委員会)

第14条 委員会は、採用及び削除に関する専門的事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

(臨床研究審査委員会)

第15条 診断及び治療において患者に使用し、健康保険法において使用が認められていない材料の採用については、臨床研究審査委員会の議を経るものとする。

(事務)

第16条 委員会の事務は、財務部経理課挟間調達室において処理する。

(雑則)

第17条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 この細則施行の前日に任命されている第5条第1項第3号、第4号、第8号及び第9号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院医療材料審査委員会規程(平成16年医学部規程第2-11号)は、廃止する。
- 4 この細則施行の際既に採用又は削除を決定した品目、規格及び製造会社の医療材料については、第3条第1項の規定にかかわらず、委員会において採用又は削除を決定したものとみなす。
- 5 医療材料の採用及び削除に関する材料部運営会議の業務は、この規程の施行日から委員会が行うものとする。

附 則(平成23年医学部附属病院細則第2-1号)
この細則は、平成23年6月22日から施行する。

附 則(平成24年医学部附属病院細則第2-3号)
この細則は、平成24年10月24日から施行する。

附 則(平成25年医学部附属病院細則第2-1号)
この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年医学部附属病院細則第2-3号)
この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年医学部附属病院細則第2-10号)
この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年医学部附属病院細則第2-1号)
この細則は、令和6年10月30日から施行する。

別表（第２条関係）

事項	区分
特定保険医療材料	カテーテル類 ペースメーカー類 人工心肺類 人工弁 人工血管類 人工関節類 人工骨・骨固定材料類 チューブ類 吻合器・縫合器類 その他診療報酬の算定方法（平成２０年厚生労働省告示第５９号）に規定する特定保険医療材料
診療用消耗器材	縫合糸・針類 カテーテル類 クリップ類 チューブ類 バッグ類 注射器・針類 輸血セット・輸液セット類 鋼製小物類等
衛生材料	綿類 ガーゼ類 テープ類 包帯類 バッグ類 グローブ類 シーツ類 ガウン・下着・オムツ類 キャップ・マスク類 包布類等